

議第12号

岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を廃止する告示について

岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講ずべき無形文化財等の基準を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年3月20日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 安 福 正 寿

(提案理由)

文化財保護事務を知事の職務権限とすることに伴い、教育委員会告示の廃止を行う。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律

第百六十二号。以下「法」という。) 第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会告示第 号

岐阜県重要文化財等の指定基準、岐阜県重要無形文化財の保持者等の認定基準及び記録作成等の措置を講すべき無形文化財等の基準に関する告示（昭和三十一年岐阜県教育委員会告示第二号）は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十一年三月 日

岐阜県教育委員会  
教育長 安福正寿